

## 《食品・飲食物の取扱いに関するご注意》

地下広場内では固定店舗を設置できない為、一般の営業は出来ません。但し一定条件を満たす場合のみ保健所の**臨時営業の許可**を取得し、(臨時的な) 営業を行う事が可能です。「札幌市保健所中央衛生担当課」のリーフレットをご覧ください。

以下、主な留意点をご確認の上、必ず関係官庁に事前相談し**適切な申請と準備**を行ってください。

### ●以下の販売等を行う場合

甘露煮・弁当・サンドイッチ等の販売、飲料を紙コップで提供する行為など。

食品販売業・乳類販売業・食肉販売業・魚介類販売業・飲食店営業に係るもの。



### 保健所の許可が必要です

※取得した許可証のコピーを**初日営業開始前にまちづくり会社**に提出してください。

※但し以下の品目は**許可不要**。

農産物、びん詰ジャム、びん・缶ジュース、袋入り菓子等を販売する場合。

⇒詳細は保健所にお問い合わせください。

### ●試飲・試食を行う場合

試飲・試食には**保健所の許可は不要**です。但し、食中毒を起こさないよう**臨時営業と同等の設備等**を設け衛生的に実施してください。試食品を**加工・調理する場所はありません**。食中毒等が発生した場合は処罰対象となります。

⇒具体的な実施方法は**保健所**にご相談ください。

### ★申請要件の詳細は札幌市保健所ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/eigyoinji-eigyoinji.html> でご確認ください。

### ●その他の留意点・保健所ルールとの相違点

#### ◆販売・提供不可としているもの(試食含む)。

- ・生もの、水産物(水分を多く含み、無包装であるなど汚染防止措置が取られていない水産物等)

#### ◆地下広場の構造上、販売等の営業が出来ないもの。

- ・裸火を使用したり、調理等によって煙や匂いを発するもの: 歩行空間の運営に支障をきたす恐れがあるため。お湯を沸かす行為も調理にあたるため、コーヒーマーカー等の使用はできません。
- ・臨時営業許可を取る為にテント等を張る必要があるもの: 地下歩行空間内では保安上の理由からテントを使用したり天井を設けることが禁止の為。例) ソフトクリーム、無包装の食品、コップ等で提供する飲料

#### ◆水に関するご注意

- ・地下歩行空間内には、**給水・排水設備がありません**⇒給水・排水ともに**トイレ・洗面所の使用はできません**。18リットル以上の蛇口付タンクと排水を受けるバケツ・ポリタンク等を用意し、水もすべて主催者側でお持ち込み、お持ち帰りください。
- ・水等がこぼれるなどした場合にはすぐに拭き取り、清潔な環境の維持に努めてください⇒雑巾・モップ等は主催者側で用意してください(**トイレ・洗面所で雑巾やモップ等を洗うことはできません**)。

#### ◆電気に関するご注意

- ・食品の温度管理のため、**冷凍・冷蔵庫等**が必要な場合、使用できる**電気容量に上限**がありますので、事前にご相談ください。搬入に制限がある他、諸条件により使用出来ない、又は機材変更が必要な場合があります。

### ■臨時営業許可に関するお問い合わせ: 企画検討段階で早めにご相談ください。

札幌市保健所 中央衛生担当課 〒060-0063 札幌市中央区南3条西11丁目 中央保健センター2F

☎011-511-7227

臨時営業等についてのHP→ <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/eigyoinji-eigyoinji.html>

## アルコール類を販売する場合

保健所への確認の他、**札幌中税務署**から**期限付酒類小売業免許**を受ける必要があります(酒税法第9条第2項)。

**期限付酒類小売業免許**は酒類製造業または酒類販売業の免許を持っている事が前提で、以下の**3要件をすべて満たす**ことが必要です。

- 1) 酒類を販売する目的が、特売又は在庫処分でないこと。
- 2) 販売場は、契約等により場所が特定されていること。
- 3) 開催期間または期日があらかじめ定められていること。

※開催期間が7日以内である場合は、販売場を開設する**10日前までに届出**を、7日を超える場合は**2週間前までに申請**が必要です。⇒詳しくは札幌北税務署にご相談ください。

※取得した期限付酒類小売業免許のコピーを**初日営業開始前にまちづくり会社に提出**してください。

★**申請要件の詳細・申請方法(必要書類等)**は、下記国税庁HPをご覧くださいか、**札幌北税務署(酒類指導官)**にご確認ください。※申請・届出の**提出窓口は札幌中税務署**となりますのでご注意ください。

●アルコール類の試飲を行う場合、必ず**年齢確認**を行ってください。また、他の食品・飲料類と同様、**臨時営業と同等の設備等**を設け衛生的に実施してください。

●飲み残しや余った酒類、氷等を**トイレ・洗面所に流す事はできません**。すべて持ち帰ってください。

●地下歩行空間内には、**給水・排水設備がありません**⇒給水・排水ともに**トイレ・洗面所の使用はできません**。18リットル以上の蛇口付タンクと排水を受けるバケツ・ポリタンク等を用意し、水もすべて主催者側でお持ち込み、お持ち帰りください。水・アルコール等の液体がこぼれるなどした場合にはすぐに拭き取り、清潔な環境の維持に努めてください⇒雑巾・モップ等は主催者側で用意してください(但し、**トイレ・洗面所で雑巾やモップ等を洗う事はできません**。)

●イベントで発生した**ゴミはすべて持ち帰ってください**。

■**販売業免許に関するお問い合わせ：企画検討段階で早めにご相談ください。**

札幌北税務署 〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3番1号 ☎011-707-9259 (酒類指導官へ)

国税庁HP：販売業免許のQ&A

→<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/qa/03/13.html>

申請書類

→<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/menkyo/tebiki/kourigyoku2006/index.html>

※各種申請書・届出書の**提出窓口は札幌中税務署**となりますのでご注意ください。

札幌中税務署 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 011-231-9311

■**地下広場ご利用に関するお問い合わせ：**

札幌駅前通まちづくり株式会社

〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1 札幌大同生命ビル10F ☎011-211-6406

札幌駅前通地下広場公式ホームページ→ <http://www.sapporo-chikamichi.jp>